

別海町求職者等に対するセクシャルハラスメント防止基本方針

1 目的

本方針は、別海町（以下「本町」という。）における採用選考活動その他の求職活動等に参加する求職者等が、性的な言動により求職活動等を阻害されることのないよう、必要な措置を講じることを目的として策定するものです。

男女雇用機会均等法の改正（令和8年10月1日施行）により、事業主には求職者やインターンシップ参加者などに対するセクシャルハラスメントの防止のための措置を講じることが義務付けられました。本町においても、健全かつ公正な選考・就業体験環境を確立するため、組織として本方針を定め、実効性のある対策を推進します。

2 基本的な考え方

本町は、求職者等に対するセクシャルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）を行ってはならないことを、特別職及び職員に周知徹底します。また、求職者等セクハラ防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処します。

3 用語の定義及び対象範囲

（1）求職者等セクハラ の定義

本町の特別職及び職員による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

（2）「求職活動等」の範囲

「求職活動等」には、次の活動を含むものとします。

- ア 採用面接、会社説明会、インターンシップ等の庁内外イベントへの参加
- イ OB・OG 訪問その他本町職員への訪問・面談
- ウ 教育実習・看護実習等の実習の受講
- エ その他前各号に類する求職活動等（SNS等オンラインを介したものを含む）

4 禁止行為

特別職及び職員は、求職活動等に参加する求職者等に対し、次に挙げる言動を行ってはならないものとします。

- （1）性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等、求職者等に対する性的な言動又は行動
- （2）必要なく身体に触れること、性的な関係を強要することその他の性的な言動又は行動
- （3）交際状況、結婚・出産の予定、その他業務上必要のない私的な事項について質問し、又

はからかうこと

(4) 面談の実施方法(時間・場所・SNS等の利用を含む。)について、あらかじめ定めたルールに反する対応を行うこと

5 面談等の実施ルール

特別職及び職員は、求職者等と面談し、又は連絡を行う場合には、次の各号に定める事項を遵守することとします。

(1) 面談は、原則として業務時間内に、庁内又はオンライン会議システムを利用して実施すること

(2) 原則として、求職者等との連絡には職場 PC 又は電話を使用し、私用 SNS その他の個人的な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと

(3) 求職者等への対応は複数名で行うものとし、やむを得ず単独で対応する場合は事前に上司へ報告すること

6 相談窓口

求職者等セクハラに関する相談窓口は、人事担当課に設置します。

(1) 電話番号：0153-74-9505 (直通)

(2) メールアドレス：jinji@betsukai.jp

7 違反者への対処

調査の結果、求職者等セクハラの実事が確認された場合、条例及び規則等に基づき、行為者に対して厳正な処分その他の対応を行います。

8 プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止

本町は、相談者・行為者等関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。また、求職者等が相談を行ったこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該求職者等に対して不採用とすることその他不利益な取扱いを行いません。

9 周知・啓発

本町は、本方針及び求職者等セクハラの防止について、研修の実施その他の方法により、特別職及び職員に対して、周知徹底を図ります。

10 その他

(1) 本方針は、令和8年10月1日から施行します。

(2) 本方針は、法令の改正、社会情勢の変化及び運用状況等を踏まえ、必要に応じて見直し

を行います。

令和8年9月28日 作成